監査委員告示第4号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考と して措置を講じた旨の通知があったので、同項及び上田市監査委員条例第8条の規定により その内容を公表します。

令和5年7月26日

 上田市監査委員
 東方
 久男

 同
 池上喜美子

## 各監査結果及び措置、対応等内容

## 令和4年度 定期監査に基づくもの

| 1 | R4 |       | スポーツ推進<br>課(令和5年度           | について、事業実施により生じた多額の不用額を、翌年度繰越金として扱っているケースが見受けられます。その場合は不要額を市に返還するなど取り扱いについて検討してください。 | 令和5年度は交流事業が復活し、加えてラグビーワールドカップ開催年でもありますので、繰越金を有効活用し効果的な事業実施に努めてまいります。 ②シリーズ文化講演会負担金につきましては、例年3会場(上田、丸子、真田)で実施しております。しかし、令和元年度から3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症等の影響により、1会場での開催となりましたことから、多額の繰越額が発生しておりましたことから、多額の繰越額が発生しておりました。令和4年度からは3会場での開催としておりますので、多額の繰越金が発生しないよう、事業実施に努めてまいります。 ③上田城跡能の収入につきましては、市の負担金、入場料収入のほかに、市民有志による実行委員の皆様方の御尽力により企業様等からいただいている協賛金がございます。したがいまして、繰越額については市の負担金によるものか、協賛金によるものかの判断が難しい状況です。<br>繰越額につきましては、実行委員の皆様とも状況を共有し、有効活用に努めてまいります。 |
|---|----|-------|-----------------------------|---|---|
| 2 | R4 | 総務部   | (令和4年度指<br>摘 等 対 象 課        | 分割発注し、それぞれ同一1者と随意契約して<br>いる事例について、分割すべき理由が明らか                                       | これらは見積合わせにより業者を決定しましたが、結果として、同一1者が実施することとなりました。   |
| 3 | R4 | 産業振興部 | 商工課                         | について、事業実施により生じた多額の不用額を、翌年度繰越金として扱っているケースが見受けられます。その場合は不要額を市に返                       | R2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で各種物産展が中止・短縮及び出展見合わせとなったことを受け、上田市からの負担金についても、予算未執行となることが想定されたため、請求を見送りました。<br>R3年度は計画通りの活動ができる見込みでしたが、感染拡大の影響により結果として残額が生じたものです。<br>今後同様に不用額が生じる見込みであれば原則として返還いたします。   |
| 4 | R4 | 産業振興部 | (令和4年度指<br>摘等対象課<br>所:農産物マー | 額を、翌年度繰越金として扱っているケースが<br>見受けられます。その場合は不要額を市に返<br>還するなど取り扱いについて検討してくださ<br>い。         | ております。令和3年度は計画通りの活動ができる見込みでしたが、感染拡大の影響により   |